

議案第92号

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例（平成17年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

東芽室地域福祉館	芽室町東芽室南3線25番地4
----------	----------------

」を「

大成コミュニティセンター	芽室町東芽室南3線25番地4
--------------	----------------

」に改める。

別表第2中「

東芽室地域福祉館	作業室 (51)	230
	集会室 (13)	60
	和室 (15)	60

」を「

大成コミュニティセンター	集会室 (35)	160
	調理室 (13)	60

」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

説 明

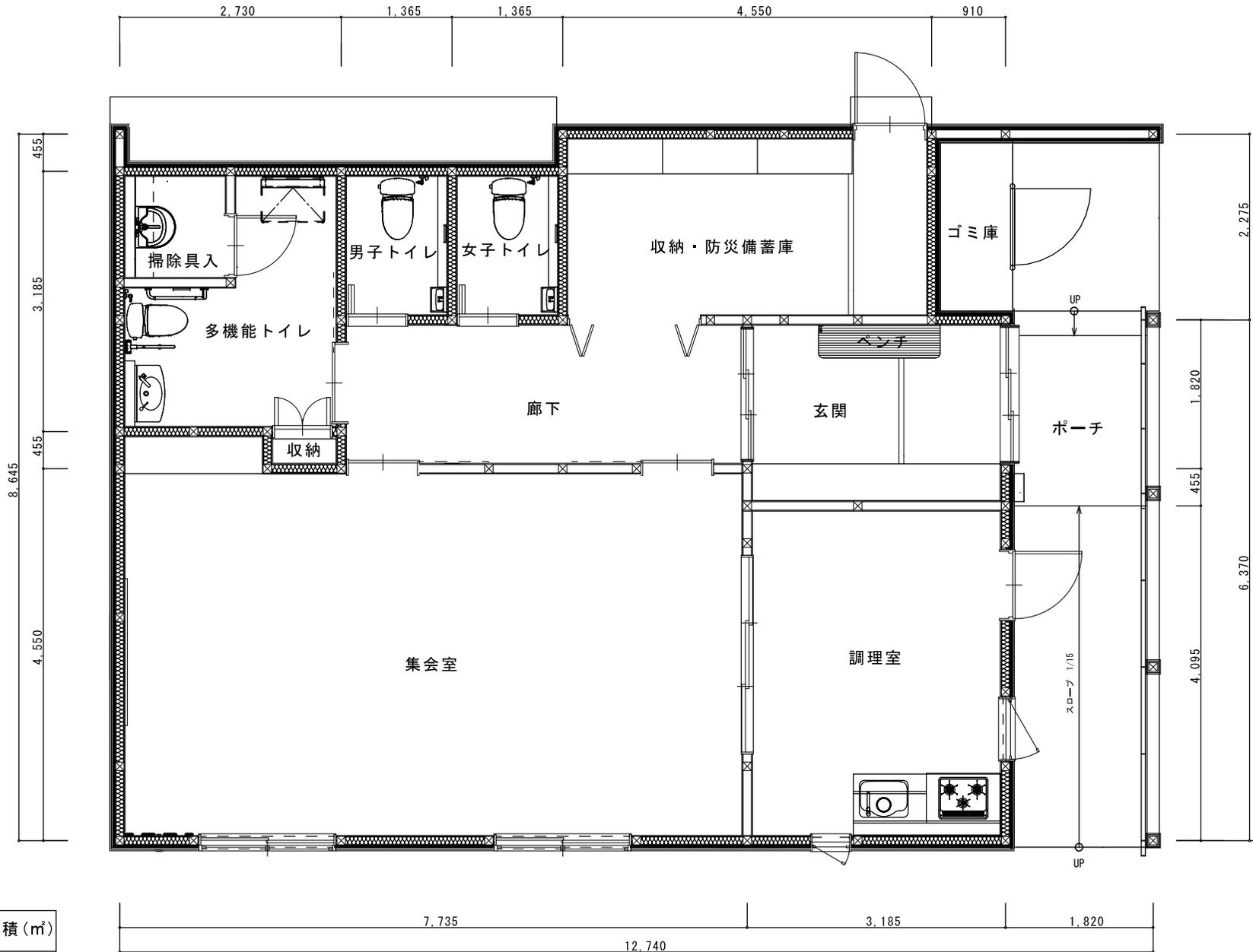
コミュニティセンターの再整備に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町コミュニティセンター等設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置		名称	位置	
—略—	—略—		—略—	—略—	
<u>大成コミュニティセンター</u>	芽室町東芽室南3線25番地4		<u>東芽室地域福祉館</u>	芽室町東芽室3線25番地4	
—略—	—略—		—略—	—略—	
別表第2（第6条関係）			別表第2（第6条関係）		
施設名	室名（m ² ）	使用料（1時間につき）（円）	施設名	室名（m ² ）	使用料（1時間につき）（円）
—略—	—略—	—略—	—略—	—略—	—略—
<u>大成コミュニティセンター</u>	<u>集会室（35）</u>	<u>160</u>	<u>東芽室地域福祉館</u>	<u>作業室（51）</u>	<u>230</u>
	<u>調理室（13）</u>	<u>60</u>		<u>集会室（13）</u>	<u>60</u>

改正案			現 行		
—略—	—略—	—略—		<u>和室(15)</u>	<u>60</u>
<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>			—略—	—略—	—略—

大成コミュニティセンター 平面図



室名	床面積 (㎡)
集会室	35.19
調理室	13.04